

○沖縄県警察保護取扱いに関する訓令

発出年月日：令和7年3月6日

文書番号：沖縄県警察本部訓令第4号

公表範囲：全文

沖縄県警察保護取扱いに関する訓令（昭和47年沖縄県警察本部訓令第64号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）

第3条及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（保護の心構え）

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚して保護の要否を的確に判断するとともに、保護に当たっては、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

（保護の責任）

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、保護について全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課の長（以下「保護主任者」という。）は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して保護室その他の施設への収容、家族又は知人その他の関係者（以下これらを「家族等」という。）への引継ぎ、関係機関への引継ぎ等保護の全般について責に任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁した場合その他不在の場合においては、警察署当番責任者又は署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

（相談業務・人身安全関連業務等システムによる事務処理）

第4条 保護を要する者を保護した警察官は、相談業務・人身安全関連業務等システムによる被保護者等情報管理業務（以下「システム」という。）に保護した者（以下「被保護者」という。）の人定事項、発見日時及び発見場所、発見時の状況及び保護を必要と認めた理由、保管金品その他の保護の取扱状況を明らかにする事項を登録するものとする。

2 前項の規定による登録を行ったときは、システムにより、適宜、署長に報告するものとする。

3 保護主任者は、被保護者の身元及び同人を引き継ぐべき家族等の確認、警察署当番勤務などにおける勤務員間の情報共有、関係機関への通報等のため、必要に応じ、次に掲げる被保護者の所要事項が記載された帳票をシステムから印字して活用できるものとする。

- (1) 保護期間延長許可状請求書
- (2) 保護通知書
- (3) 精神障害者等発見通報書
- (4) アルコール慢性中毒者等通報書
- (5) 保護カード

(保護の着手)

第5条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合は、当該保護を要する者を保護し、とりあえず必要な措置を講じた後、速やかに保護主任者に対し、被保護者の年齢及び性別、保護を必要とする理由、保護上注意を要する事項等を報告し、その指揮を受けなければならない。

2 保護主任者は、第1項の報告を受けたときは、署長に報告しなければならない。

(保護場所の指示等)

第6条 保護主任者は、前条第1項による報告を受けたときは、被保護者の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示するなど保護のため必要な措置を講じなければならない。

- (1) 精神錯乱者 最寄りの精神科病院その他の精神病者収容施設又は保護室
- (2) 泥酔者及び酩酊者 保護室
- (3) 迷い子 警察署、交番、警備派出所又は駐在所（家族等が迷い子を引き取るのに時間を要すると認められる場合は、保護室）
- (4) 病人又は負傷者 病院その他の医療施設（病院その他医療施設に収容する必要がないと認められた場合であって、家族等が病人又は負傷者を引き取るのに時間を要すると認められるときは、保護室）
- (5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 警察署、交番、警備派出所又は駐在所

2 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる被保護者であって、短時間内に引渡し等を行い得る者については、当該各号に掲げる基準にかかわらず、警察署、交番、警備派出所、駐在所その他適当な場所で保護することができる。

3 警察官は、保護に着手した場所から前2項に規定する場所（以下「保護の場所」という。）まで被保護者を同行する場合においては、人目に立たないようにするなど被保護者の不利とならないように配慮しなければならない。

(家族等に対する引渡しの措置)

第7条 保護主任者は、保護を行ったときは、速やかに家族等に通知し、被保護者を引き渡すための措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号に掲げる被保護者については、家族等が見つからないとき、又は家族等が引継ぎを拒否したときは、泥酔又は酩酊の程度を確認の上、保護を解除することができる。

(被保護者の住所等の確認措置)

第8条 前条の措置を講ずるに当たり、被保護者が自身の住所又は居所及び氏名を申し立てることができないか、又は申し立てても確認することができない場合において、他に方法がないと認められるときは、警察官は、保護主任者の指揮を受けた上で、保護の場

所において、立会人を置き、必要な限度で被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置を講ずることができる。

(事故の防止)

第9条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意しなければならない。

2 第6条第1項第1号及び第2号に掲げる被保護者が暴行し、自殺を図るなど自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため、他に方法がないと認められるときは、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段を講じることができる。ただし、この手段は、緊急を要する状態にある場合であって保護主任者の指揮を受けるいとまがないと認められるときを除き、保護主任者の指揮を受けて行うものとする。

3 被保護者を保護室に収容した場合においては、保護主任者は、被保護者の数、状況等を総合して判断し、所要の警察官を指定して必要な措置を講じなければならない

(危険物等の保管)

第10条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。この場合において、第6条第1項第3号から第5号までに掲げる被保護者については、その承諾を得て行うものとする。

2 前項の措置を講ずる場合において、被保護者に所持させたままでは、紛失又は破損のおそれがあると認められる現金その他の貴重品を所持しているときは、同項の規定に準じて、つとめて保管するようにするものとする。

3 前2項の措置は、緊急を要する状態にある場合であって、保護主任者の指揮を受けるいとまがないと認められるときを除き、保護主任者の指揮を受けた上で、保護の場所において立会人を置いて行うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、その品名、数量、保管者等をシステムに登録してその取扱状況を明確にし、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者の保護を解く場合にあっては引き渡した家族等又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合にあっては当該関係機関に引き継ぐものとする。

(異常を発見した場合の措置)

第11条 警察官は、被保護者について異常を発見したとき、又は被保護者から異常の訴えがあったときは、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた署長は、速やかに事案に応じて調査、医療機関への通報等の措置を講じなければならない。なお、被保護者の死亡、自傷行為等重大な事故の場合は、直ちに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するとともに、被保護者の家族等が判明しているときは、その者にも併せて通知するものとする。

3 第6条第1項第1号又は第2号に掲げる被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、署長は、これ

を発見して、なおも保護を要する状態にないかどうかを確認する措置を講じなければならない。同項第3号から第5号までに掲げる被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合にあつて、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なおも保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とする。

(関係機関への引継ぎ)

第12条 保護主任者は、引継ぎすべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けた上、次に定めるところにより、措置するものとする。

- (1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第5項の規定による保護の実施機関たる県知事若しくは市町村長又はその委託を受けた者に引き継ぐこと。
- (2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には、前号に掲げる場合であっても、同法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。
- 2 前項第1号による関係機関への引継ぎを行う場合は、要保護者の引継書（別記様式第1号）によって行うものとする。

(保護室の設置)

第13条 警察署には被保護者の取扱件数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

- 2 署長は、保護室の整備、改善、保健衛生その他維持管理の適正を期さなければならない。

(保護室の構造設備等の基準)

第14条 保護室の設置に当たっては、次に定める基準によるものとする。

- (1) 留置施設と別個に設けること。
- (2) 一室の面積はおおむね7.5平方メートル以上とすること。
- (3) 道路その他外部から見通すことができない構造とすること。
- (4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。
- (5) 扉、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする。
- 2 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておかなければならない。

(保護室に関する特例措置)

第15条 保護主任者は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切と認められる場合には、署長の指揮を受けた上で警察署内の相談室、執務室、休憩室等被保護者を収容するのに適当と認められる施設を保護室に代用することができる。

(許可状の請求)

第16条 保護主任者は、警職法第3条第1項の規定により保護し、24時間を超えて引き続き被保護者を保護する必要があるときは、署長の指揮を受けた上、あらかじめ簡易裁判所（当該保護をした警察官の属する警察署を管轄する簡易裁判所をいう。次条において同じ。）の裁判官に対し、同条第3項ただし書きの許可状を保護期間延長許可状請求書により請求しなければならない。

(簡易裁判所への通知)

第17条 署長は、警職法第3条第5項及び酩酊者規正法第3条第4項の規定に基づき、毎

週金曜日までに、その前週の日曜日から土曜日までに取扱った保護について、保護通知書により簡易裁判所に通知しなければならない。

（保健所長への通報）

第18条 署長は、第6条第1項第1号に規定する被保護者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第23条に該当する精神障害者を保護したときは、直ちに、精神障害者等発見通報書により、最寄りの保健所長に通報しなければならない。

2 署長は、第6条第1号第2号に規定する被保護者であつて、酩酊者規制法第7条に該当するアルコール慢性中毒者又はその疑いのある者を保護したときは、速やかに、アルコール慢性中毒者等通報書により、最寄りの保健所長に通報しなければならない。

（被保護者が非行少年であることが判明した場合の措置）

第19条 警察官は、被保護者が少年であつて、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第2条第6号の非行少年又は同条第7号の不良行為少年であることが明らかとなった場合においては、当該少年について、沖縄県警察の少年警察活動に関する訓令（平成19年沖縄県警察本部訓令第27号）の定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2 署長は、被保護者が保護者に監護させることが不適当であると認められる児童であることが明らかとなった場合においては、児童福祉法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。

（被保護者が困難な問題を抱える女性と判明した場合の措置）

第20条 署長は、被保護者が困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第2条の困難な問題を抱える女性であることが明らかとなったときは、最寄りの女性相談支援センター、女性相談支援員、福祉事務所又は児童相談所に通知又は通告しなければならない（前条第2項の規定による通告をした場合を除く。）。この場合において、女性相談支援センターの一時保護施設その他適当な施設への収容について配意するものとする。

（被保護者と犯罪捜査等）

第21条 被保護者が罪を犯した者又は規則第2条第4号の触法少年若しくは同条第5号のぐ犯少年であることが判明した場合において、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者の取調べ又は調査をしてはならない。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても同様とする。

（児童の一時保護等）

第22条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間である、又は同行、引致等すべき場所が遠隔であるなどの理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童又は同行、引致等すべき者を保護室に一時収容することができる。

(1) 児童福祉法第33条第1項の規定により、児童相談所長の委託を受けて、児童の一時保護を行う場合

(2) 少年法（昭和23年法律第168号。以下「少年法」という。）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合

- (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
 - (4) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項及び同法第90条第5項の規定により、次に掲げる者を連れ戻す場合
 - ア 少年院から逃走した者
 - イ 院外嘱託指導又は外出若しくは外泊の場合において、少年院の長が指定した日時までに少年院に帰着しなかった者
 - ウ 地震、火災その他の災害に際し、解放された者で避難を必要とする状況がなくなった後、少年院又は少年院の長が指定した場所に出頭しなかった者
 - (5) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項及び同法第79条第5項の規定により、次に掲げる者を連れ戻す場合
 - ア 少年鑑別所から逃走した者
 - イ 地震、火災その他の災害に際し、解放された者で避難を必要とする状況がなくなった後、少年鑑別所又は少年鑑別所の長が指定した場所に出頭しなかった者
- 2 前項の場合においては、第3条、第4条、第5条、第6条第2項、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定を準用する。

（保護の委託）

第23条 被保護者を保護した警察署の署長は、保護室の故障又は収容能力を超える等の事由により被保護者を収容できない場合は、隣接警察署の署長に被保護者の保護を委託することができる。

- 2 前項の規定により委託を受けた警察署の署長は、保護室の故障又は収容能力を超える等の事由により収容できない場合のほか前項の委託に応じなければならない。

（委託の手続）

第24条 前条第1項の規定により被保護者を隣接警察署に委託しようとするときは、あらかじめ当該警察署の署長に連絡の上、保護委託書（別記様式第2号）に保護カードを添えて被保護者を委託するものとする。

- 2 前項の規定により委託する際は、次に掲げる事項について引き継がなければならない。

- (1) 取扱者
- (2) 保護中特に留意すべき事項
- (3) 負傷の有無及び程度
- (4) 疾病の有無及び状況
- (5) 所持金品の保管状況
- (6) 危険物の所持の有無
- (7) 家族等に対する通知の有無

（保護の受託）

第25条 委託を受けた警察署の保護主任者は、移送者立会いの上、前条第2項各号に掲げる事項について確認し、引継日時その他必要事項を保護カードに記録しなければならない。

- 2 保護の委託を受けた警察署の署長は、被保護者の対面監視、関係機関への引継ぎ、家族等への引継ぎ等のため必要と認めたときは、保護を委託する警察署長に対し、職員の派遣を求めることができるものとする。

(保護の解除等の措置)

第26条 保護の委託を受けた被保護者の保護の解除等の措置は、委託を受けた警察署の署長が行うものとする。

(細則の制定)

第27条 署長は、この訓令の施行について必要な細則を定め、本部長の承認を受けなければならない。

(補則)

第28条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年3月6日から施行する。

別記様式第1号（第12条関係）

要保護者の引継書

[別紙参照]

別記様式第2号（第24条関係）

保護委託書

[別紙参照]

別紙省略